

○文部科学省告示第九十一号

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第八十六条（同令第百八条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、学校教育法施行規則の規定によらないで教育課程を編成することができる場合を定める件（平成十七年文部科学省告示第九十八号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十七年四月一日

文部科学大臣 下村 博文

本則中「欠席している」を「欠席し引き続き欠席する」に、「又は学校教育法」を「若しくは学校教育法」に改め、「又は高等学校に入学していないと認められる者」の下に「又は高等学校において、疾病による療養のため若しくは障害のため、相当の期間高等学校を欠席すると認められる生徒、高等学校を退学し、その後高等学校に入学していないと認められる者若しくは学校教育法第五十七条に規定する高等学校の入学資格を有するが、高等学校に入学していないと認められる者」を加える。

○ 学校教育法施行規則の規定によらないで教育課程を編成することができる場合を定める件（平成十七年文部科学省告示第九十八号）

（傍線の部分は改正部分）

改
正
案

現
行

次の各号に掲げる学校の種類ごとに当該各号に定める規定によらないで教育課程を編成することができる場合は、文部科学大臣が、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校（以下「小学校等」という。）において、学校生活への適応が困難であるため、相当の期間小学校等を欠席し引き続き欠席すると認められる児童若しくは生徒、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。第三号を除き、以下同じ。）を退学し、その後高等学校に入学していないと認められる者若しくは学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十七条に規定する高等学校の入学資格を有するが、高等学校に入学していなかったと認められる児童若しくは生徒、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。第三号を除き、以下同じ。）を退学し、その後高等学校に入学していないと認められる者又は学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十七条に規定する高等学校の入学資格を有するが、高等学校に入学していなかったと認められる者を対象として、その実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する必要があると認めて、当該小学校等を指定する場合とする。

この場合において、当該指定に関し必要な事項は、別に文部科学大臣が定めるが、高等学校に入学していないと認められる者を対象として、その実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する必要があると認めて、当該小学校等を指定する場合とする。

この場合において、当該指定に関し必要な事項は、別に文部科学大臣が定める。

一四 （略）

次の各号に掲げる学校の種類ごとに当該各号に定める規定によらないで教育課程を編成することができる場合は、文部科学大臣が、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校（以下「小学校等」という。）において、学校生活への適応が困難であるため、相当の期間小学校等を欠席していると認められる児童若しくは生徒、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。第三号を除き、以下同じ。）を退学し、その後高等学校に入学していないと認められる者又は学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十七条に規定する高等学校の入学資格を有するが、高等学校に入学していないと認められる者を対象として、その実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する必要があると認めて、当該小学校等を指定する場合とする。

一四 （略）